

議案第42号

守谷市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成4年守谷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表母子指導室の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 守谷市保健センターの設置及び管理に関する条例第9条及び第12条の規定は、施行日以後においても、施行日前の母子指導室の使用について適用する。

令和5年6月1日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
42号	1

提案理由（議案第42号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、保健センターの母子指導室について、発達相談や保健指導等での業務利用が多くなることから、貸出施設から除外することとし、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
42号	2

守谷市保健センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
施設	1時間当たりの使用料	施設	1時間当たりの使用料
健康増進室	250円	健康増進室	250円
栄養指導室	150円	栄養指導室	150円
		母子指導室	100円

議案	42号
頁数	3

参考資料